

令和8年9月17日

関係事業者・関係事業者団体 御中

国 税 庁
経 済 産 業 省

**飲食料品の消費税率引下げに係る各種資料の公表及び
レジ・システム開発事業者向け問合せ窓口の設置について**

平素より税務行政への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年9月15日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（以下「本大綱」といいます。）が閣議決定され、令和9年4月1日から2年間、飲食料品の消費税率を1%とすること（以下「飲食料品の消費税率引下げ」という。）が盛り込まれました。また、本大綱には、飲食料品を製造・流通・販売している事業者やそれらに関連するシステムメーカー等が早期に準備に着手できるよう、関係府省庁は、制度の詳細についてできる限り早急に公表して広報活動を開始するとともに、国民や地方自治体への丁寧な周知広報を行うこととされたところです。

これを踏まえ、国税庁では、下記のとおり、国税庁ホームページに飲食料品の消費税率引下げに係る各種資料を掲載し、周知・広報を開始するとともに、併せて、レジやその他のシステム等の開発を行っている事業者の方向けの問合せ窓口を設けておりますので、システム改修等の対応に当たり税制面でのお問い合わせがある場合にご利用いただきますようお願いいたします。

記

1 国税庁ホームページへの各種資料の掲載

国税庁では、ホームページ上に「消費税率引下げ特設サイト」を開設し、次の資料を掲載しています。

○ 消費税率引下げ特設サイト



《掲載している資料》

- ・「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて（令和8年9月）」（リーフレット・2頁）
- ・「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて（令和8年9月）」（パンフレット・8頁）
- ・「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ&A（令和8年9月）」

- ・「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて（令和8年9月）」（説明動画・3分）

2 レジ・システム開発事業者の方向けの問合せ窓口

レジやその他のシステム等の開発を行っている事業者の方が、システム改修等の今般の消費税率引下げに係る対応を行うに当たり、税制面でのお問い合わせがある場合にご利用いただくための窓口として、専用メールアドレスを設けています。

- レジ・システム開発事業者の方向けの問合せ窓口
国税庁ホームページ「消費税率引下げ特設サイト」内



3 一般的なご相談に係る相談窓口

飲食料品の消費税率引下げに関する一般的なご相談については、「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター（消費税軽減税率・インボイスコールセンター）」で対応しています。

- 消費税軽減税率・インボイスコールセンター
【専用ダイヤル】 0120-205-553
【受付時間】 9:00～17:00 土日祝除く



以上